

平成27年 第3回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 9

会議日程・付議事件

会議日時 平成27年2月5日(木) 午前9時30分

場 所 川西市役所 3階 委員室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3	議案第2号	川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について	

## 出席委員

委員長 服部 保

委員長  
職務代行者 加藤 隆一郎

委員 磯部 裕子

委員 鈴木 温美

教育長 牛尾 巧

説明のため出席を求めた者

教 育 振 興 部 長	石 田 剛
総 務 調 整 室 長	森 下 宣 輝
学 校 教 育 室 長	上 中 敏 昭
社 会 教 育 室 長 兼 文 化 財 資 料 館 長	柳 川 明 彦
ま な び 支 援 室 長 兼 中 央 公 民 館 長	中 定 久 紀 子
教 育 総 務 課 長	藪 内 寿 子

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査 岸 本 匡 史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 2	川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について	27.2.5	27.2.5	可 決

[ 開会 午前 9 時 3 0 分 ]

服部委員長 それでは、只今より、平成 2 7 年第 3 回川西市教育委員会（臨時会）を開会いたします。

服部委員長 まずはじめに「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。

教育総務課長  
（ 藪内 ） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
本日の事務局職員の出席者は、議案第 2 号に関係する職員ということで、教育振興部長、総務調整室長、学校教育室長、社会教育室長兼文化財資料館長、まなび支援室長兼中央公民館長並びに私、教育総務課長の 6 名でございます。  
よろしくをお願いいたします。

服部委員長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

服部委員長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。委員長において、加藤委員、磯部委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

服部委員長 では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、前回の教育委員会は去る 1 月 2 2 日に開催されたところであり、現在、その議事録を調整中でございます。  
従いまして、第 1 回定例会及び第 2 回臨時会の議事録につきましては、2 月 1 9 日に開催予定の定例会においてご承認いただきたいと思いますと思いますが、ご異議はございませんか。

（ 「 異議なし 」 の声 ）

服部委員長 ご異議がございませんので、第 1 回定例会及び第 2 回臨時会の議事録につきましては、次回の定例会においてご承認いただくことに決しました。

服部委員長 では次に、日程第 3、議案第 2 号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説

明をお願いいたします。

教育総務課長  
( 藪内 )

それでは、議案第 2 号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをご覧ください。

本案は、教育委員会事務局の組織改正を行うにあたり、関係する規則を改正する必要があるので、川西市教育委員会事務処理規則第 10 条第 1 号の規定により議決を求めようとするものであります。

本改正概要ですが、平成 26 年第 7 回川西市議会において市こども家庭部を廃止する川西市事務分掌条例等の一部を改正する条例が可決されたことを受け、現在のこども家庭部にあたる組織を教育委員会事務局に整備するとともに、関係課等の所管事業について整理するため規則を改正しようとするものです。

25 ページをお開き下さい。上段に現在の組織図、下段が改正後の組織図案となります。教育委員会事務局に「こども未来部」と「教育推進部」の 2 部を設け、「こども未来部」は、現在の「総務調整室」と「こども家庭室」を所管いたします。「教育推進部」は、現在の「学校教育室」と「社会教育室」「まなび支援室」「中央図書館」を所管いたします。

戻りまして 2 ページから 10 ページが改正規則になります。本改正規則の構成ですが、第 1 条で「川西市教育委員会事務局事務分掌規則」を、第 2 条で「川西市公民館事務分掌規則」を、第 3 条で「川西市青少年センター設置条例施行規則」を、第 4 条で「川西市教育情報センター設置条例施行規則」を改正し、付則の第 1 項で施行期日を定め、第 2 項以降では組織名称等の変更を要する規則の改正をしようとするものです。

改正内容については新旧対照表でご説明させていただきます。改正箇所が多数ございますので、主な部分を中心に説明させていただきます。

11 ページをお開きください。第 2 条の表の改正で、先ほど申し上げましたとおり 2 部 4 室 11 課を規定いたします。12 ページ中程です。第 6 条の 2 といたしまして、教育委員会が所管する児童福祉施設等の所管及び長の職位を別表第 2、別表第 3 で規定することを規定しています。第 7 条で各課の事務分掌を定めています。教育総務課におきましては、幼稚園に関する事項をこども育成課に移管するとともに、事務局のとりまとめとして、事務局庶務という規定を追加しております。教職員課、施設課につきましては改正はございません。こども・若者政策課につきましては、既存の市の事務分掌規則に加えまして、県から移管される新規の事務といたしまして、社会福祉法人の設立等の認可及び指導監査に関することと社会教

育室から成人式に関することを追加しております。子育て・家庭支援課につきましても、既存の市の事務分掌規則から変更はございません。こども育成課につきましても、既存の児童保育課の分掌事務から、留守家庭児童育成クラブに関するものを除き、幼稚園に関するものと、新規の事務として地域型保育事業に関するものを加えております。幼稚園に関するものにつきましても、教育総務課、学校指導課、学務課などが従来所管していた事務を所管することとなります。学務課につきましても、幼稚園に関する規定を削り、部及び教育相談センターの庶務を規定いたします。学校指導課につきましても、特別支援教育に関するものを教育相談センターに移管し、幼稚園に関する事務を削り、現在の教育情報センターが所管していません。研究、研修、教科書採択、情報教育、学校の事業支援、子ども議会を加え、新たに、保幼小中連携等の事務である学校及び就学前教育の総合調整に関するものを規定しています。生徒指導支援課につきましても、従来から行っていたことではありますが、進路指導の支援に関するものを規定いたします。社会教育・文化財課におきましても、現在のまなび支援室が所管しています生涯学習短期大学関係の事務を規定し、PTAに関するものを地域こども支援課へ、成人式に関するものをこども・若者政策課へ移管いたします。地域こども支援課では、学校支援ボランティアなど事務として児童・生徒に対する地域支援施策の推進に関するもののほか、青少年センターに関するもの、留守家庭児童育成クラブに関するもの、PTAに関するものを規定いたします。別表第1につきましても、教育機関等の所管について名称等の変更を行っています。青少年センターにつきましても、現在所長は課長級となっておりますが、課長補佐級に変更し、学校教育室の所管から、まなび支援室地域こども支援課の所管に変更しています。別表第2、第3につきましても、児童福祉施設等の所管等の規定になりますが、現状の市の規則の規定と同様となっております。

川西市公民館事務分掌規則につきましても、第3条第2項としまして、現在まなび支援室が所管しています、公民館の総合調整等につきましても、中央公民館の分掌となるよう規定しています。

川西市青少年センター設置条例施行規則につきましても、所長が課長補佐級となることから、専決に関する規定を削除しております。これは、現状、課長補佐級には市の出先機関等の一部の例外を除きまして、専決権は付与されていないこととの調整を図ったことによるものです。

川西市教育情報センター設置条例施行規則につきましても、先の議会での川西市教育情報センター設置条例の改正を受け、その名称等を教育相談センターに改めるとともに、所管事務を主に学校指導課に移管し、教育相

談、特別支援教育に重点を置いた機関としています。

付則での改正につきましては、事務分掌規則の改正により、組織名称に変更があるものを改正するものとなります。

なお、事務局等の組織等に関する規則を改正しようとする場合、地方自治法第180条の4第2項の規定により、市長に事前協議を行う必要がありますが、申し出のとおり承認する旨の回答をいただいております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員 本筋とは関係ありませんが、室の数の規定、市全体での決まりはあるんですか。

総務調整室長  
(森下) 決まりはございません。必要に応じてということになります。

加藤委員 部の数も同じですか。

総務調整室長  
(森下) 市長部局につきましては条例で、教育委員会については教育委員会規則で定めてということになります。ただ、バランス等がございますので、その調整ということになります。

磯部委員 25ページですが、中央公民館と地区公民館の図ですが、以前説明いただいた時は、まなび支援室から中央公民館があって、地区公民館があるというものでしたが、今回のように中央公民館・地区公民館と表記されたことによって以前の図よりわかりやすくなったと思います。

鈴木委員 これまで、子ども家庭部が担当されておりました放課後子ども教室のことは、今後は地域子ども支援課でなさるということでよろしいでしょうか。

総務調整室長  
(森下) おっしゃるとおり、地域子ども支援課で所掌して、一体的に取り組んでいこうというものです。

鈴木委員 そうしましたら学校支援地域本部事業もこちらということでもよろしいですか。

総務調整室長  
(森下) おっしゃるとおり、地域こども支援課で担当いたします。

鈴木委員 同じ課が担当するのが大変いいと思います。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第2号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては、可決されました。

服部委員長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

服部委員長 これをもちまして、第3回川西市教育委員会(臨時会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午前9時46分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成27年2月19日

署名委員 加藤 隆一郎 ⑩

磯部 裕子 ⑩